

## 議会日誌

- **8月**
  - 18日 議会運営委員会
  - 20日 政治倫理条例制定特別委員会  
小委員会
  - 25日 議会運営委員会
- **9月**
  - 1日 議会運営委員会  
全員協議会
  - 1日～18日 第3回定例会
- **10月**
  - 2日 神立駅周辺地区整備調査特別委員会
  - 8日～9日 県南市議会議長会視察  
研修
  - 16日 総務委員会
  - 19日 議会運営委員会  
土浦石岡地方社会教育センター  
一部事務組合議会定例会
- **11月**
  - 22日 議会だより編集特別委員会
  - 23日 新治地方広域事務組合議会
  - 25日 総合防災訓練
  - 27日 議会運営委員会
  - 28日 全員協議会
  - 29日 第3回臨時会
  - 29日 茨城県市議会議長会定例会
- **12月**
  - 3日 第5回かすみがうら祭参加
  - 4日 県南市議会要望活動
  - 6日 議会だより編集特別委員会

## お知らせ

### 平成21年 第4回定例会のお知らせ

かすみがうら市議会第4回定例会は、11月27日(金)から開会予定となっております。会期日程については、お知らせ版に掲載いたします。

### 地方公共団体の 財政の健全化に関する法律

平成19年6月22日に成立したこの法律は、これまでの普通会計の決算を対象とした単年度の収支だけではなく、公営企業や土地開発公社、第三セクターの財政に対する影響額や将来負担する可能性がある負債見込額、公営企業の経営状況を反映した比率を監査委員の審査に付して議会に報告し、公表することにより、地方自治体全体の損益計算書・貸借対照表両面にわたる財政状況を明らかにすることが義務付けられました。

また、平成20年度決算以降、財政状況が悪化し、国の定める基準以上になった場合は、財政健全化計画等の策定が義務付けられ、同計画に沿った改善の取組みを行うことにより、財政破綻に陥ることを未然に防止して健全な財政運営の確保を図ることを目的としています。

## 豆辞典

●平成20年度決算に基づき算定した、かすみがうら市の健全化判断比率と資金不足比率については、「広報かすみがうら10月号」において、お知らせしています。

## 問い合わせ

詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

電話 0299 (59) 2111 内線 1302

ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/>

メールアドレス [gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp](mailto:gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp)

## 編集後記

議会と執行機関の権限は明確に区分され、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されています。

議会は、執行機関の批判機能にとどまらず、積極的に、能動的な政策形成等の活動を行うことを制度的に保障しているものといえます。

地方分権の推進を踏まえ、市民の代表としての使命・役割を十分に果たしていくために、かすみがうら市の立地条件を活かして、経済、社会の変化や国の政策を厳密に選択して的確に必要な施策を提言してまいりたいと思います。

かすみがうら市は、西に筑波山系の山が延び、東に霞ヶ浦の素晴らしい環境ですが、少子高齢化や、農地の荒廃化の問題、神立駅を中心とする市街化区域の人口増による学校施設の整備、他方、減少傾向地域の学校施設の再編整備など課題もあります。議会の論議も、毎回このことなどが議論されています。

九月議会提案の審議結果や、各委員活動状況をお知らせしますが、スペースが限られておりますのでご理解ください。

議会だより編集委員 井坂悦司